

## 都市計画マスタープラン 第7編 宮前区構想

### 素案から案への新旧対照

本資料は、素案から案へ修正した箇所を比較・対照する資料としてまとめています。本ページ以降、左ページに「案」、右ページに「素案」を対照となるよう記載しています。

市民の皆様からいただいた御意見を参考に修正した箇所は2重下線で表示するとともに、参考とした御意見について「素案に対する御意見と市の考え方」の整理 NO を記載しています。また、政策領域別計画や関連事業等の進ちょく等に伴い修正した箇所は下線で表示しています。

平成18年11月

川崎市

# 川崎市都市計画マスタープラン

## 第7編 宮前区構想 案

平成 18 年 11 月

川 崎 市

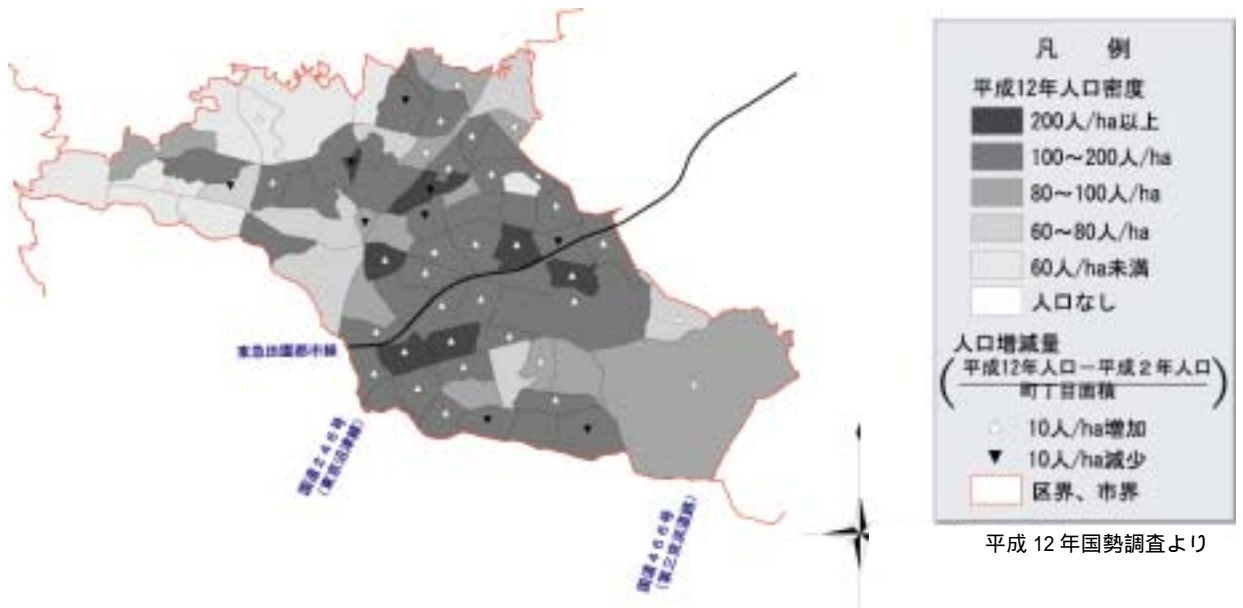
# 川崎市都市計画マスタープラン

## 宮前区構想 素案

平成 18 年 3 月

川 崎 市

町丁別人口密度 + 増減図



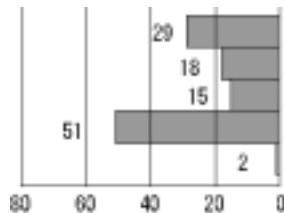
3 宮前区の産業

・宮前区の就業状況を見ると、区内に居住する従業者及び通学者約 115,000 人のうち、就業先や通学先が区内にある人は約 29,000 人、区外にある人は約 86,000 人となっており、区外に通勤通学する人が圧倒的に多く、特に東京都に就業先や通学先がある人が多くなっています。一方で、区内に就業先や通学先がある約 52,000 人のうち、区外からやって来る人は約 23,000 人となっており、区内に居住する人が多くなっています。区内の就業先や通学先の数に比べて、区内に居住する従業者及び通学者が約 2 倍多く、典型的な郊外住宅地の特徴が表れています。

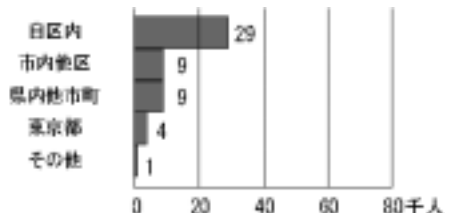
・産業大分類別就業者数の割合をみると、卸売・小売業、サービス業、医療、福祉の割合が高くなっています。全市平均と比べると卸売・小売業、教育、学習支援業、医療、福祉、建設業の割合が高くなっています。

・事業所従業者数は、平成 8（1996）年まで増加しており、それ以降は全市が大きく減少しているのに対し、宮前区は横ばい状態で推移しています。平成 16（2004）年には、約 40,300 人となっており、全市の約 9% を占めています。

区内に常住する従業者・通学者の従業・通学地別の人数 = 115,000 人

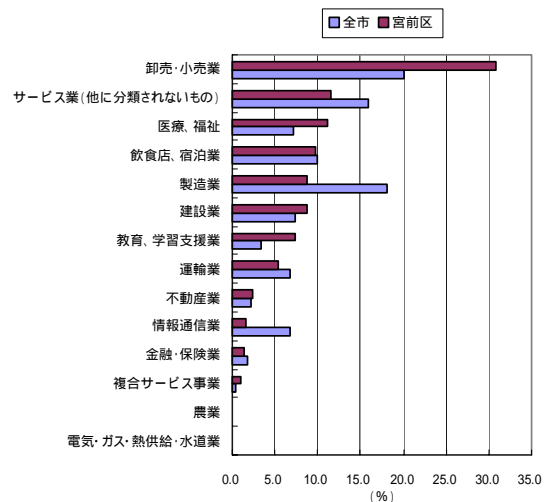


区内での従業者・通学者の常住地別の人数 = 52,000 人



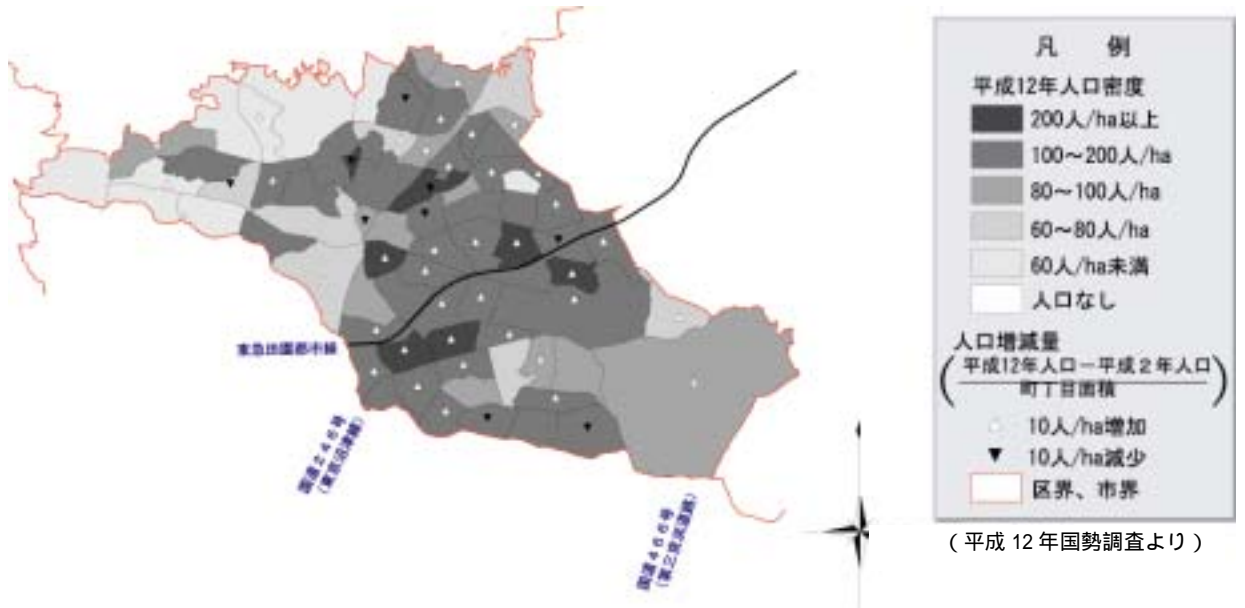
平成 12 年国勢調査より

産業大分類別従業者数の割合



平成 16 年事業所・企業統計調査より

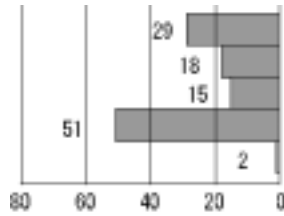
町丁別人口密度 + 増減図



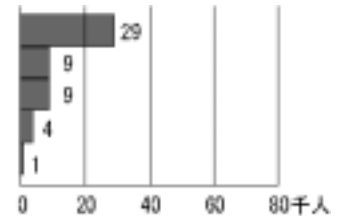
3 宮前区の産業

- 宮前区の就業状況を見ると、区内に居住する従業者及び通学者約 115,000 人のうち、就業先や通学先が区内にある人は約 29,000 人、区外にある人は約 86,000 人となっており、区外に通勤通学する人が圧倒的に多く、特に東京都に就業先や通学先がある人が多くなっています。一方で、区内に就業先や通学先がある約 52,000 人のうち、区外からやって来る人は約 23,000 人となっており、区内に居住する人が多くなっています。区内の就業先や通学先の数に比べて、区内に居住する従業者及び通学者が約 2 倍多く、典型的な郊外住宅地の特徴が表れています。
- 産業大分類別就業者数の割合をみると、卸売・小売業・飲食店、サービス業の割合が高くなっています。全市平均と比べると卸売・小売業・飲食店の割合が特に高くなっています。
- 事業所従業者数は、平成 8 (1996) 年まで増加しており、それ以降は全市が大きく減少しているのに対し、宮前区は横ばい状態で推移しています。平成 13 (2001) 年には、約 43,000 人となっており、全市の約 9% を占めています。

区内に常住する従業者・通学者の従業・通学地別の人数 = 115,000 人

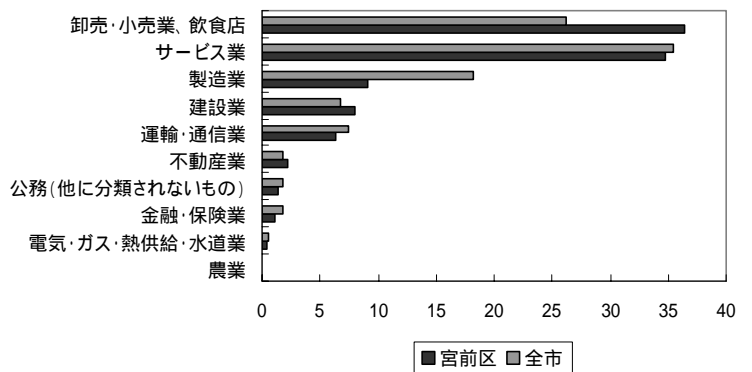


区内での従業者・通学者の常住地別の人数 = 52,000 人



(平成12年国勢調査より)

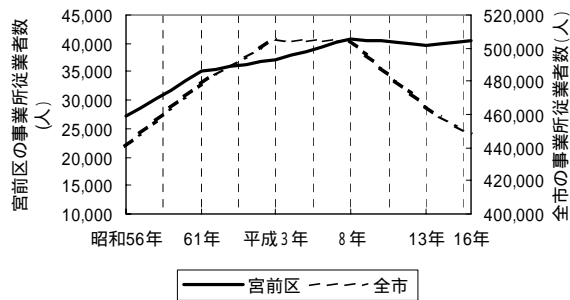
産業大分類別就業者数の割合



(平成13年事業所・企業統計調査より)

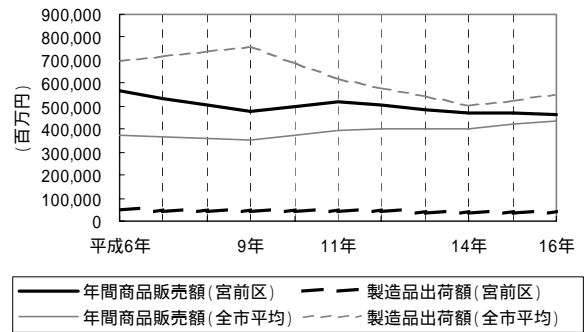
- ・年間商品販売額の推移は、平成 11（1999）年以降減少傾向にあり、平成 16（2004）年には約 4,650 億円となっています。製造品出荷額等は、全市平均が平成 9（1997）年以降減少しているのに対し、宮前区は横ばい状態で推移しており、平成 16（2004）年には約 370 億円となっています。製造品出荷額等は年間商品販売額に比べて極めて小さいという特徴があります。

事業所従業者数の推移



事業所・企業統計調査より

年間商品販売額と製造品出荷額等の推移

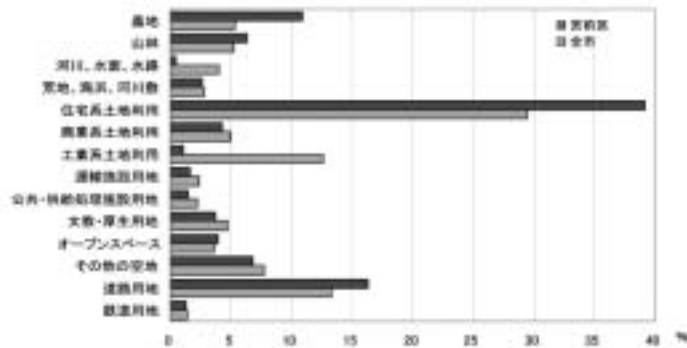


商業統計調査及び工業統計調査より

## 4 土地利用からみる宮前区

- ・宮前区の面積は約 18.60k m<sup>2</sup>で、その土地利用面積の構成をみると、住宅系土地利用の割合が最も高く全体の約 40%となっています。全市平均と比べると住宅系土地利用、農地、山林の割合が高く、工業系土地利用の割合が特に低いという特徴があります。
- ・用途別に土地利用率をみると、農地は区西部の市街化調整区域である潮見台にまとまってみられるほか、農地の割合が高い地区も点在しています。
- ・自然的土地利用は、区の外周部を取り囲む多摩丘陵を中心に斜面緑地など山林がみられます。
- ・商業系土地利用は、鷺沼駅等の東急田園都市線駅周辺や主要な道路沿道等に集積しています。
- ・これらを除く地区では、住宅系土地利用が大きな割合を占めています。

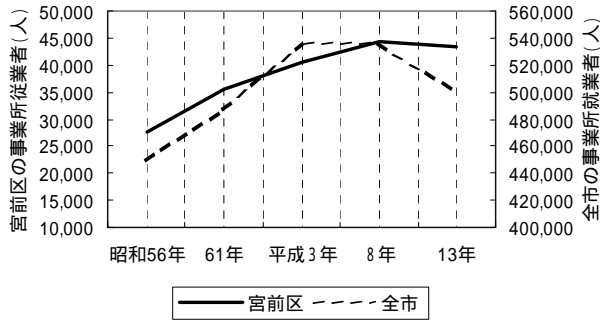
土地利用の構成率



平成 13 年都市計画基礎調査より

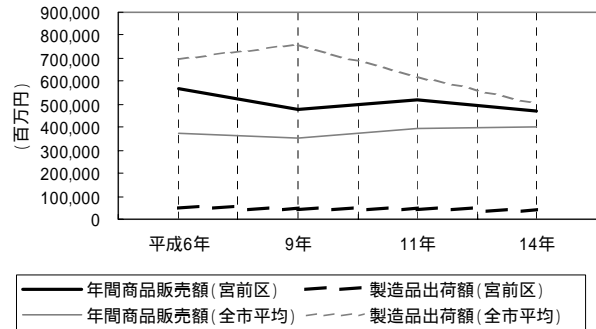
- ・年間商品販売額の推移は、平成 11（1999）年以降減少傾向にあり、平成 14（2002）年には約 4,710 億円となっています。製造品出荷額は、全市平均が平成 9（1997）年以降減少しているのに対し、宮前区は横ばい状態で推移しており、平成 14（2002）年には約 360 億円となっています。製造品出荷額は年間商品販売額に比べて極めて小さいという特徴があります。

事業所従業者数の推移



(平成 13 年事業所統計調査より)

年間商品販売額と製造品出荷額の推移

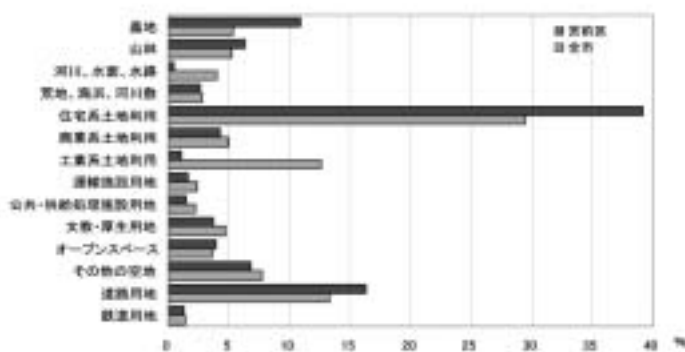


(商業統計調査及び工業統計調査より)

#### 4 土地利用からみる宮前区

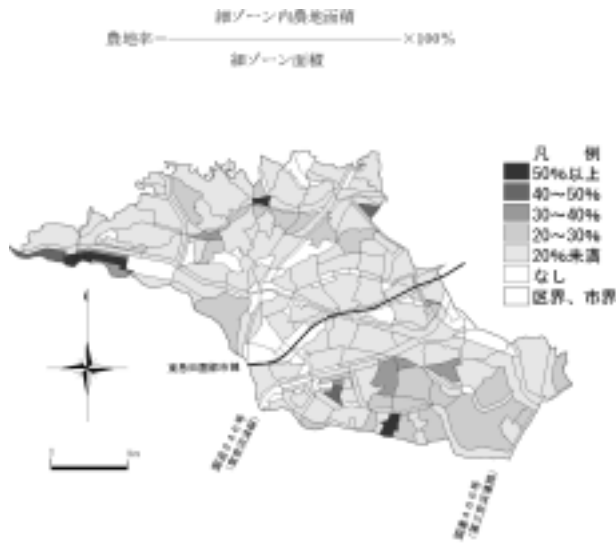
- ・宮前区の面積は約 18.60k m<sup>2</sup>で、その土地利用面積の構成をみると、住宅系土地利用の割合が最も高く全体の約 40%となっています。全市平均と比べると住宅系土地利用、農地、山林の割合が高く、工業系土地利用の割合が特に低いという特徴があります。
- ・用途別に土地利用率をみると、農地は区西部の市街化調整区域である潮見台にまとまってみられるほか、農地の割合が高い地区も点在しています。
- ・自然的土地利用は、区の外周部を取り囲む多摩丘陵を中心に斜面緑地など山林がみられます。
- ・商業系土地利用は、鷺沼駅等の東急田園都市線駅周辺や主要な道路沿道等に集積しています。
- ・これらを除く地区では、住宅系土地利用が大きな割合を占めています。

土地利用の構成率



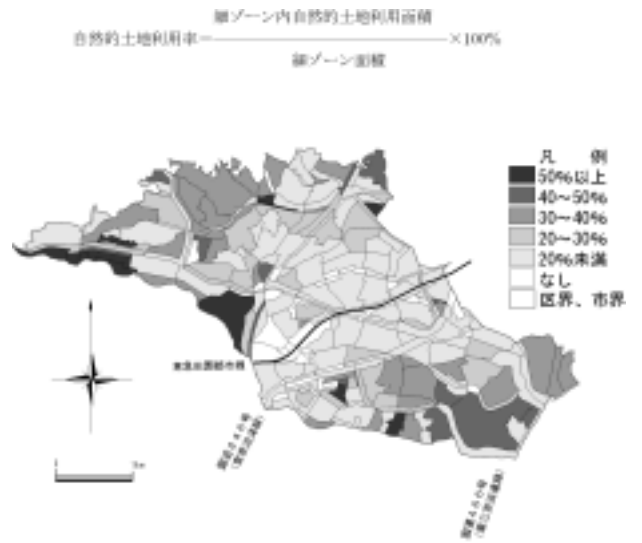
(平成 13 年都市計画基礎調査より)

農業用地率図



平成 13 年都市計画基礎調査より

自然的土地利用率図



平成 13 年都市計画基礎調査より

商業用地率図



平成 13 年都市計画基礎調査（一部修正）より

住宅用地率図



平成 13 年都市計画基礎調査より

## 5 道路と住環境

整理 NO. 7 4 1

- ・川崎市の都市計画道路は、103 路線、総延長約 307km となっています。このうち完成延長は約 190km で、整備率は約 62%となっています。一方、宮前区の都市計画道路は、総延長約 42.190km で、完成延長約 35.201km、整備率約 83%となっています。
- ・宮前区には、木造率 60%以上、かつ建物密度 80 棟/ha 以上の木造住宅が密集する地区はありません。
- ・区内の多くは土地区画整理事業により面的市街地整備が行われ、基盤となる道路整備が比較的進んでいます。しかし、平瀬川や有馬川、矢上川周辺などの面的市街地整備がなされないまま市街化が進みつつある地区では、狭あい道路が多く分布しています。また、丘陵地特有の形状



農業用地率図



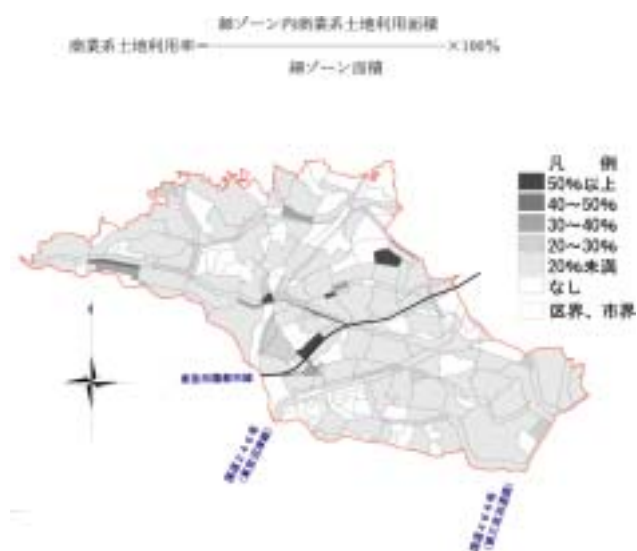
(平成13年都市計画基礎調査より)

自然的土地利用率図



(平成13年都市計画基礎調査より)

商業用地率図



(平成13年都市計画基礎調査より)

住宅用地率図



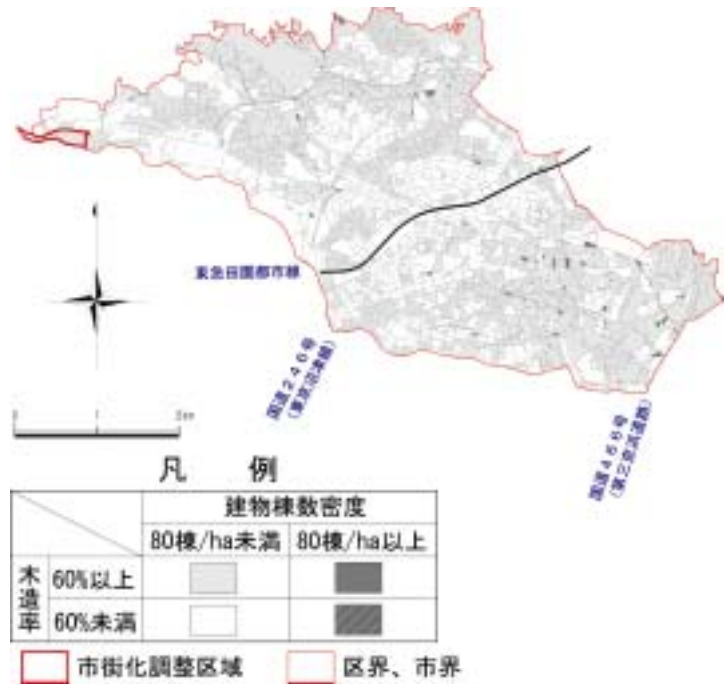
(平成13年都市計画基礎調査より)

の複雑な道路や行き止まり道路もみられます。

都市計画道路区別進ちょく率表  
(H18.4.1 現在)

区	計画延長	完成延長	整備率
川崎区	87,340m	62,235m	71%
幸区	22,680m	13,906m	61%
中原区	32,320m	19,417m	60%
高津区	38,110m	22,799m	60%
宮前区	42,190m	35,201m	83%
多摩区	41,630m	19,701m	47%
麻生区	42,710m	16,911m	40%
計	306,980m	190,170m	62%

木造密集市街地図



平成 13 年都市計画基礎調査より

道路網図

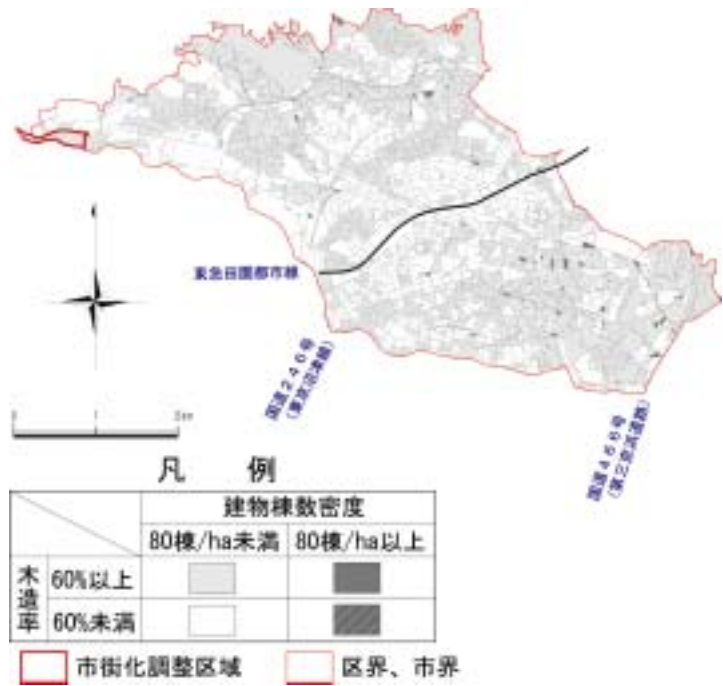


平成 13 年都市計画基礎調査より

## 5 住環境

- ・宮前区には、木造率 60%以上、かつ建物密度 80 棟/ha 以上の木造住宅が密集する地区はありません。
- ・区内の多くは土地区画整理事業により面的市街地整備が行われ、基盤となる道路整備が比較的進んでいます。しかし、平瀬川や有馬川、矢上川周辺などの面的市街地整備がなされないまま市街化が進みつつある地区では、狭あい道路が多く分布しています。また、丘陵地特有の形状の複雑な道路や行き止まり道路もみられます。

木造密集市街地図

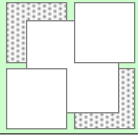


(平成 13 年都市計画基礎調査より)

道路網図



(平成 13 年都市計画基礎調査より)



# 土地利用

## まちづくりの基本的方向

- 1 まちの拠点の形成をめざします
- 2 地域の特徴にあわせた良好な住宅地の形成をめざします
- 3 地域資源を活かした美しいまちを育みます
- 4 地区コミュニティに基づく誰もが住み続けられるまちを育みます
- 5 地域別のまちづくりの方針

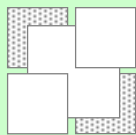
## 1 まちの拠点の形成をめざします

### < 現状・課題 >

- ・東急田園都市線の3駅は、通勤・通学や買物、区役所等の公共施設利用者など多くの人々が利用しており、宮前区の中心地区になっています。
- ・この地区は土地区画整理事業により一定の基盤が整備されていますが、宮前区の顔としてふさわしい統一感とにぎわいのある市街地形成が求められています。特に、宮前平・鷺沼駅周辺地区は、本市の「地域生活拠点」として、魅力ある都市拠点の形成が求められています。
- ・ベッドタウン的要素を強く持っている宮前区は、業務・工業等の産業集積は少ないですが、将来のまちの成熟化や社会経済環境の変化による住民ニーズの動向を踏まえると、SOHO等の職住近接型の就業形態の普及や生活支援型のサービス機能の立地も考えられます。このような新たな社会状況に適応した土地利用が求められます。
- ・商業・業務等の沿道系土地利用が広がりつつある地域では、商業・業務施設と住環境が調和した市街地の形成が求められています。

### (1) 魅力ある地域生活拠点の形成

- ・宮前区の中心であり、本市の「地域生活拠点」である宮前平・鷺沼駅周辺地区においては、土地の高度利用を図るとともに、商業・業務機能や都市型住宅等が調和した市街地形成を促進し、魅力ある拠点地区の形成をめざします。
- ・鷺沼駅に隣接する「カッパーク鷺沼(小学校、保育所、広場、民間運動施設)」の整備を契機に、駅を中心とした生活拠点機能の一層の向上をめざします。
- ・宮前平駅周辺は、川崎縦貫高速鉄道線の整備の機会をとらえて、周辺市街地の住環境に配慮しながら、交通結節点として必要な交通機能の整備や地域生活拠点にふさわしい土地利用の誘導等により、地域特性を活かした拠点の形成をめざします。
- ・地区コミュニティを支える拠点地区として、地域商店街の活性化等の商業振興施策と一体となった個性的なにぎわいのあるまちづくりを進めるとともに、周辺には住宅地が広がっていることから、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、住宅地の環境と調和した、近隣の住民にとって親しみやすい魅力ある拠点地区の形成をめざします。



# 土地利用

## まちづくりの基本的方向

- 1 まちの拠点の形成をめざします
- 2 地域の特性にあわせた良好な住宅地の形成をめざします
- 3 地域資源を活かした美しいまちを育みます
- 4 地区コミュニティに基づく誰もが住み続けられるまちを育みます

## 1 まちの拠点の形成をめざします

### < 現状・課題 >

- ・東急田園都市線の3駅は、通勤・通学や買物、区役所等の公共施設利用者など多くの人々が利用しており、宮前区の中心地区になっています。
- ・この地区は土地区画整理事業により一定の基盤が整備されていますが、宮前区の顔としてふさわしい統一感とにぎわいのある市街地形成が求められています。特に、宮前平・鷺沼駅周辺地区は、本市の「地域生活拠点」として、魅力ある都市拠点の形成が求められています。
- ・ベッドタウン的要素を強く持っている宮前区は、業務・工業等の産業集積は少ないですが、将来のまちの成熟化や社会経済環境の変化による住民ニーズの動向を踏まえると、SOHO等の職住近接型の就業形態の普及や生活支援型のサービス機能の立地も考えられます。このような新たな社会状況に適応した土地利用が求められます。
- ・商業・業務等の沿道系土地利用が広がりつつある地域では、商業・業務施設と住環境が調和した市街地の形成が求められています。

### (1) 魅力ある地域生活拠点の形成

- ・宮前区の中心であり、本市の「地域生活拠点」である宮前平・鷺沼駅周辺地区においては、土地の高度利用を図るとともに、商業・業務機能や都市型住宅等が調和した市街地形成を促進し、魅力ある拠点地区の形成をめざします。
- ・鷺沼駅に隣接する「カッパーク鷺沼(小学校、保育所、広場、民間運動施設)」の整備を契機に、駅を中心とした生活拠点機能の一層の向上をめざします。
- ・宮前平駅周辺は、川崎縦貫高速鉄道線の整備の機会をとらえて、周辺市街地の住環境に配慮しながら、交通結節点として必要な交通機能の整備や地域生活拠点にふさわしい土地利用の誘導等により、地域特性を活かした拠点の形成をめざします。
- ・地区コミュニティを支える拠点地区として、地域商店街の活性化等の商業振興施策と一体となった個性的なにぎわいのあるまちづくりを進めるとともに、周辺には住宅地が広がっていることから、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、住宅地の環境と調和した、近隣の住民にとって親しみやすい魅力ある拠点地区の形成をめざします。

- ・身近な商店街を活性化し、区民が交流できる場とするため、商店街振興施策と連携を図りながら、道路のバリアフリー化や自転車等駐車場の整備、空き店舗を活用したコミュニティの場づくり、良好な街なみ景観の形成など、住民や商店街組織の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・大規模店舗の立地にあたっては、周辺環境への配慮を求めるとともに、出店後も、にぎわいや交流の場、地域のコミュニティの形成、防犯・環境美化等の地域活動への参加等、住民や商業者と連携したまちづくり活動を促進します。

- ・身近な商店街を活性化し、区民が交流できる場とするため、商店街振興施策と連携を図りながら、道路のバリアフリー化や自転車等駐車場の整備、空き店舗を活用したコミュニティの場づくり、良好な街なみ景観の形成など、住民や商店街組織の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・大規模店舗の立地にあたっては、周辺環境への配慮を求めるとともに、出店後も、にぎわいや交流の場や地域のコミュニティの核として、防犯・環境美化等の地域活動への参加等、住民や商業者と連携したまちづくり活動を促進します。

## ( 1 ) 東急田園都市線沿線地域 ~ 宮前区の顔づくり ~

## &lt; 現状・課題 &gt;

- ・東急田園都市線の3駅は、1日あたり合計約74,000人の乗降客数があり、通勤や通学の利用者ばかりでなく、買物客や区役所等の公共施設利用者が利用しています。本市の「地域生活拠点」である宮前平・鷺沼駅周辺地区は、宮前区の顔として魅力ある都市拠点の形成が求められています。
- ・駅周辺には、今後の社会ニーズの変化をとらえ、就業の場としてSOHOに対応した小規模複合オフィス等、商業・業務を中心に都市型住宅と調和した、利便性が高く活力のある市街地の形成が求められています。
- ・幹線道路沿道地区は、周辺の市街地環境に配慮しながら、沿道系商業・業務機能の立地促進・誘導策が求められます。

## 宮前平・鷺沼駅を中心としたエリア

- ・宮前区の中心にふさわしい都市拠点の形成に向けて、両駅周辺の中心街区の計画的な高度利用を図るとともに、商業・業務施設、都市型住宅等が調和した市街地形成を誘導します。
- ・潤いとにぎわいのある街なみの形成に向けて、地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

## 駅周辺の利便性の高い地区

- ・戸建住宅と中高層の共同住宅等との調和を図り、適切な密度と緑のオープンスペースを確保するなど、良好な住環境を維持保全するため、地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

## 駅勢圏の外縁部

- ・土地区画整理事業により、道路、公園等の基盤が整備されている住宅地は、低層住居専用地域では低密度の土地利用、中高層住居専用地域では中密度の土地利用を維持していくとともに、地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、良好な住環境の保全に努めます。
- ・災害時の一時避難場所の確保や延焼の防止といった防災の観点から、一団の優良な農地や良好な斜面緑地の保全に努めます。

## ( 2 ) 平瀬川地域 ~ 河川を中心としたまちづくり ~

## &lt; 現状・課題 &gt;

- ・宮前区は、区内を流れる平瀬川、平瀬川支川、矢上川、有馬川の4つの河川によって地形が形成され、古くから河川沿いで生活が営まれており、現在の土地利用を形成する大きな要素になっています。しかし、市街化の過程で生活と遠ざかったものになりつつあり、生活に潤いを取り戻す河川を活かした土地利用を検討することが求められています。
- ・平瀬川の上流域では、菅生緑地等の整備が進められており、農地や樹林地が多く残され、湧水も見られます。また、市民協働で都市の中の緑を保全育成する取組として、市民健康の森の取組が行われています。しかし、市街化の進行に伴い、緑地や河川の自然とふれあう環境は損なわれつつあります。
- ・菅生緑地を中心に、斜面緑地や農地を保全するとともに、幹線道路の緑化等により水と緑のネットワークの形成を図るなど、豊かな自然環境を活かした土地利用が求められています。



## ( 1 ) 東急田園都市線沿線地域 ~ 宮前区の顔づくり ~

## &lt; 現状・課題 &gt;

- ・東急田園都市線の3駅は、1日あたり合計約15万人の乗降客数があり、通勤や通学の利用者ばかりでなく、買物客や区役所等の公共施設利用者が利用しています。本市の「地域生活拠点」である宮前平・鷺沼駅周辺地区は、宮前区の顔として魅力ある都市拠点の形成が求められています。
- ・駅周辺には、今後の社会ニーズの変化をとらえ、就業の場としてSOHOに対応した小規模複合オフィス等、商業・業務を中心に都市型住宅と調和した、利便性が高く活力のある市街地の形成が求められています。
- ・幹線道路沿道地区は、周辺の市街地環境に配慮しながら、沿道系商業・業務機能の立地促進・誘導策が求められます。

## 宮前平・鷺沼駅を中心としたエリア

- ・宮前区の中心にふさわしい都市拠点の形成に向けて、両駅周辺の中心街区の計画的な高度利用を図るとともに、商業・業務施設、都市型住宅等が調和した市街地形成を誘導します。
- ・潤いとにぎわいのある街なみの形成に向けて、地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

## 駅周辺の利便性の高い地区

- ・戸建住宅と中高層の共同住宅等との調和を図り、適切な密度と緑のオープンスペースを確保するなど、良好な住環境を維持保全するため、地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

## 駅勢圏の外縁部

- ・土地区画整理事業により、道路、公園等の基盤が整備されている住宅地は、低層住居専用地域では低密度の土地利用、中高層住居専用地域では中密度の土地利用を維持していくとともに、地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、良好な住環境の保全に努めます。
- ・災害時の一時避難場所の確保や延焼の防止といった防災の観点から、一団の優良な農地や良好な斜面緑地の保全に努めます。

## ( 2 ) 平瀬川地域 ~ 河川を中心としたまちづくり ~

## &lt; 現状・課題 &gt;

- ・宮前区は、区内を流れる平瀬川、平瀬川支川、矢上川、有馬川の4つの河川によって地形が形成され、古くから河川沿いで生活が営まれており、現在の土地利用を形成する大きな要素になっています。しかし、市街化の過程で生活と遠ざかったものになりつつあり、生活に潤いを取り戻す河川を活かした土地利用を検討することが求められています。
- ・平瀬川の上流域では、菅生緑地等の整備が進められており、農地や樹林地が多く残され、湧水も見られます。また、市民協働で都市の中の緑を保全育成する取組として、市民健康の森の取組が行われています。しかし、市街化の進行に伴い、緑地や河川の自然とふれあう環境は損なわれつつあります。
- ・菅生緑地を中心に、斜面緑地や農地を保全するとともに、幹線道路の緑化等により水と緑のネットワークの形成を図るなど、豊かな自然環境を活かした土地利用が求められています。

### 良好な住環境の形成

- ・平瀬川を中心に、河川の自然環境や景観を活かした潤いのある住環境と街なみ景観の形成をめざして、地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・丘陵部の低層住居専用地域では、低層住宅を中心とする低密度の土地利用を維持するとともに、中高層住居専用地域では、低層住宅と中高層住宅等の調和の取れた中密度の土地利用を維持していきます。さらに、良好な住環境の保全・形成に向けて、地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・都市環境の向上に寄与する優良な農地は、生産緑地地区に指定し、その保全に努めます。
- ・農業の営農環境を維持するとともに、農地と住宅地が調和した良好な市街地の形成をめざして、農家の営農意向や宅地化意向を踏まえ、住民の発意による優良な農地の集約化と良好な住環境を形成する地区計画等の土地利用ルールの策定や地権者による土地区画整理事業を支援します。

### 平瀬川の流域の緑地保全・整備

- ・平瀬川の源流域に位置する菅生緑地は、区民に親しまれる「緑の拠点」として、緑地整備を進めます。
- ・菅生緑地における「市民健康の森」の活動など、市街地の中の緑を保全育成する市民の主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・良好な都市景観を形成し、人々に潤いを与える良好な斜面緑地は、地権者の協力を得ながら、「特別緑地保全地区」や「緑の保全地域」の指定等の緑地保全施策により、その保全に努めます。

## (3) 有馬・野川地域 ~ 河川を中心としたまちづくり ~

### < 現状・課題 >

- ・矢上川と有馬川に挟まれた有馬・野川の丘陵部では、近年まで良好な緑が残っていたものの、農地等の宅地化が進んでおり、市街地のスプロール化が進んでいます。また、市街化の過程で河川は、生活と遠ざかったものとなってきています。
- ・河川沿いの低地部については、河川と親しむことのできる空間づくりが求められています。
- ・丘陵部については、良好な居住環境の保全が課題となっています。

### 河川や農地を活かしたまちづくり

- ・河川や水路は、市街地に残された貴重な水と緑のオープンスペースとして、河川整備にあたっては、地域の実情に応じて、環境に配慮した親水空間の整備や、河川や水路に隣接する道路等の緑化に努めるなど、潤いのある街なみ景観と良好な住環境の形成に向けた住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・農業の営農環境を維持するとともに、農地と住宅地が調和した良好な市街地の形成をめざして、農家の営農意向や宅地化意向を踏まえ、住民の発意による優良な農地の集約化と良好な住環境を形成する地区計画等の土地利用ルールの策定や地権者による土地区画整理事業を支援します。

### 良好な住環境の形成

- ・一定規模以上の開発が行われる場合には、事業者や地権者に対して、緑地保全施策への協力を求めていくとともに、開発対象区域内の緑地や自然的環境の保全・創出等の指導を行います。

### 矢上川の流域の緑地保全

### 良好な住環境の形成

- ・平瀬川を中心に、河川の自然環境や景観を活かした潤いのある住環境と街なみ景観の形成をめざして、地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・丘陵部の低層住居専用地域では、低層住宅を中心とする低密度の土地利用を維持するとともに、中高層住居専用地域では、低層住宅と中高層住宅等の調和の取れた中密度の土地利用を維持していきます。さらに、良好な住環境の保全・形成に向けて、地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・都市環境の向上に寄与する優良な農地は、生産緑地地区に指定し、その保全に努めます。
- ・農業の営農環境を維持するとともに、農地と住宅地が調和した良好な市街地の形成をめざして、農家の営農意向や宅地化意向を踏まえ、住民の発意による優良な農地の集約化と良好な住環境を形成する地区計画等の土地利用ルールの策定や地権者による土地区画整理事業を支援します。

### 平瀬川の流域の緑地保全・整備

- ・平瀬川の源流域に位置する菅生緑地は、区民に親しまれる「緑の拠点」として、緑地整備を進めます。
- ・市民健康の森の活動など、市街地の中の緑を保全育成する市民の主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・良好な都市景観を形成し、人々に潤いを与える良好な斜面緑地は、地権者の協力を得ながら、「特別緑地保全地区」や「緑の保全地域」の指定等の緑地保全施策により、その保全に努めます。

## (3) 有馬・野川地域 ～河川を中心としたまちづくり～

### <現状・課題>

- ・矢上川と有馬川に挟まれた有馬・野川の丘陵部では、近年まで良好な緑が残っていたものの、農地等の宅地化が進んでおり、市街地のスプロール化が進んでいます。また、市街化の過程で河川は、生活と遠ざかったものとなってきています。
- ・河川沿いの低地部については、河川と親しむことのできる空間づくりが求められています。
- ・丘陵部については、良好な居住環境の保全が課題となっています。

### 河川や農地を活かしたまちづくり

- ・河川や水路は、市街地に残された貴重な水と緑のオープンスペースとして、河川整備にあたっては、地域の実情に応じて、環境に配慮した親水空間の整備や、河川や水路に隣接する道路等の緑化に努めるなど、潤いのある街なみ景観と良好な住環境の形成に向けた住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・農業の営農環境を維持するとともに、農地と住宅地が調和した良好な市街地の形成をめざして、農家の営農意向や宅地化意向を踏まえ、住民の発意による優良な農地の集約化と良好な住環境を形成する地区計画等の土地利用ルールの策定や地権者による土地区画整理事業を支援します。

### 良好な住環境の形成

- ・一定規模以上の開発が行われる場合には、事業者や地権者に対して、緑地保全施策への協力を求めていくとともに、開発対象区域内の緑地や自然的環境の保全・創出等の指導を行います。

### 矢上川の流域の緑地保全

\*土地利用の方針の「土地利用の密度」の基準は、次のとおりとします。

低密度：容積率おおむね 60%～100%

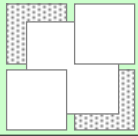
中密度：容積率おおむね 150%～300%

高密度：容積率おおむね 400%以上

\*本表では、第1編 はじめに 案 1 - 8 ページ、6 ( 3 ) 文章表現について の項における実施主体や計画熟度についての語尾の記述を省略しています。

\*土地利用の方針の「土地利用の密度」の基準は、次のとおりとします。

- 低密度：容積率おおむね 60%～100%
- 中密度：容積率おおむね 150%～300%
- 高密度：容積率おおむね 400%以上



# 都市環境

## まちづくりの基本的方向

- 1 水と緑の資源を活かしたまちを育みます
- 2 地域の特性にあわせた景観を育みます
- 3 環境に優しく安心して生活できるまちを育みます

### 1 水と緑の資源を活かしたまちを育みます

#### <現状・課題>

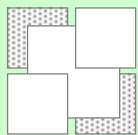
- ・多摩丘陵の斜面緑地は、多様な動植物の生息・生育空間であるとともに、市民が自然とふれあうことのできる地域に残された貴重な場所であり、また、都市気象の緩和など、多面的な機能を有しています。さらに、市街地からの、緑の景観も大切な要素であることから、この貴重な自然環境を次世代に継承していくことが求められています。
- ・宮前区は、斜面緑地や農地等の自然環境が多く残る区ですが、一方で、宅地化の進行により、斜面緑地や農地が減少しています。良好な斜面緑地や優良な農地を活かしたまちづくりが求められています。
- ・区内を流れる平瀬川、平瀬川支川、矢上川、有馬川の4河川は、かつては市民の生活に密着した存在でしたが、徐々に市民の日常生活から遠い存在になりつつあります。河川は治水安全性の確保とともに、市民生活にやすらぎを与える貴重な自然空間であり、市民にとって安全で快適な河川環境整備が求められています。
- ・宮前区には、街区公園が数多く点在していますが、地域のニーズに応じた公園整備が課題となっています。

#### (1) 計画的な公園・緑地の配置の方針

- ・緑のネットワークの形成や都市気象の緩和、大気汚染の軽減、騒音の防止などを図るとともに、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間を確保し、身近な自然とのふれあいの場の提供など、環境保全の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。
- ・緑とオープンスペースの確保や市民が快適に利用できるスポーツ・レクリエーション施設の確保の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。
- ・都市の安全性の向上を図るために、災害の防止に資するよう避難地、避難路、防災遮断帯としての機能を有する公園・緑地の計画的な配置に努めます。

#### (2) 自然とふれあえる緑の拠点整備

良好な斜面緑地の保全



# 都市環境

## まちづくりの基本的方向

- 1 水と緑の資源を活かしたまちを育みます
- 2 宮前区らしさが表れたまちを育みます
- 3 環境に優しく安心して生活できるまちを育みます

### 1 水と緑の資源を活かしたまちを育みます

#### <現状・課題>

- ・多摩丘陵の斜面緑地は、多様な動植物の生息・生育空間であるとともに、市民が自然とふれあうことのできる地域に残された貴重な場所であり、また、都市気象の緩和など、多面的な機能を有しています。さらに、市街地からの、緑の景観も大切な要素であることから、この貴重な自然環境を次世代に継承していくことが求められています。
- ・宮前区は、斜面緑地や農地等の自然環境が多く残る区ですが、一方で、宅地化の進行により、斜面緑地や農地が減少しています。良好な斜面緑地や優良な農地を活かしたまちづくりが求められています。
- ・区内を流れる平瀬川、平瀬川支川、矢上川、有馬川の4河川は、かつては市民の生活に密着した存在でしたが、徐々に市民の日常生活から遠い存在になりつつあります。河川は治水安全性の確保とともに、市民生活にやすらぎを与える貴重な自然空間であり、市民にとって安全で快適な河川環境整備が求められています。
- ・宮前区には、街区公園が数多く点在していますが、地域のニーズに応じた公園整備が課題となっています。

#### (1) 計画的な公園・緑地の配置の方針

- ・緑のネットワークの形成や都市気象の緩和、大気汚染の軽減、騒音の防止などを図るとともに、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間を確保し、身近な自然とのふれあいの場の提供など、環境保全の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。
- ・緑とオープンスペースの確保や市民が快適に利用できるスポーツ・レクリエーション施設の確保の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。
- ・都市の安全性の向上を図るために、災害の防止に資するよう避難地、避難路、防災遮断帯としての機能を有する公園・緑地の計画的な配置に努めます。

#### (2) 自然とふれあえる緑の拠点整備

良好な斜面緑地の保全

- ・多摩丘陵の一角に位置する多摩川崖線を始めとした斜面緑地は、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間や、市民の生活に潤いを与える貴重な自然環境であることから、斜面緑地総合評価に基づいて、地権者の協力を得ながら、「特別緑地保全地区」や「緑の保全地域」の指定、「緑地保全協定」の締結、ふれあいの森（市民緑地）として借地契約を行うなど、様々な緑地保全施策を活用し、保全に努めます。
- ・「特別緑地保全地区」等に指定された緑地については、良好な自然環境を維持していくために、植生管理や生物多様性の保全といった観点から、市民と協働して「保全管理計画」を策定し、里山ボランティア等の市民の活動を支援し、保全管理に努めます。
- ・開発が行われる場合には、事業者に対して、計画の構想段階から情報を提示し、緑の保全と緑化の推進への協力を求めていくとともに、開発対象箇所の自然環境の保全・回復に向けた配慮を要請する制度の運用により、緑地の保全・回復・創出を指導します。

#### 大規模公園・緑地の保全・整備

- ・区民が自然とふれあえる緑の拠点として、生田緑地や菅生緑地等の大規模公園・緑地の保全・整備を市民協働により進めます。
- ・菅生緑地では、里山の自然環境の保全・整備の取組が、市民協働により「市民健康の森」の取組として行われており、このような地域の貴重な自然を守り育てる市民の活動を支援します。

#### 生活に身近な公園整備

- ・街区公園等の身近な公園の整備にあたっては、住民参加の取組により地域の特性を活かしながら、質的な充実に努めます。
- ・身近な公園・緑地は、地域コミュニティを育む拠点として、公園の維持管理や利用調整を行う「公園緑地管理運営協議会」を地元組織し、住民主体による身近な緑の育成活動を支援します。

### (3) 市民協働による街なかの緑化推進

- ・大規模な土地利用転換等にあたっては、「緑化指針」等に基づき、緑化地の創出を適切に誘導します。
- ・市街地においては、公共公益施設の緑化に努めるとともに、市民や事業者との協働により、生垣緑化や駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化、事業所緑化などの民有地の緑化を促進し、環境や景観の向上に寄与する市街地の緑化の推進に努めます。
- ・工場を始めとした事業所の緑化を誘導するとともに、緑地環境の維持・保全を促進します。
- ・住民からの申請に基づき「地域緑化推進地区」を認定し、住民の発意による主体的な地域緑化の活動を支援します。
- ・人の集まる駅前広場や街かどのオープンスペース、主要な道路の植栽帯、庁舎、遊休地となっている公共事業予定地などに、植樹帯や花壇、フラワーポット等を設置して、草花を植え、彩り豊かな花の街かど景観を創出する市民の主体的な活動を支援します。
- ・鷺沼駅周辺地区は「緑化推進重点地区」の候補地として、市民や事業者との協働により、緑化計画を策定し、緑化推進に努めます。
- ・遊休地となっている公共事業予定地や街かどのオープンスペース等を活用し、花壇の設置や緑化を進める、市民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

### (4) 住宅地と農地が調和したまちづくり

#### 優良な農地の保全

- ・農地は、都市における新鮮な農産物の供給地として、さらに、雨水の保水や地下水の涵養、都市気象の緩和、災害の防止、都市におけるオープンスペースの提供といった多面的な機能を持っていることから、良好な都市環境の形成に資する一団の優良な農地は、生産緑地地区に指定し、保全に努めます。



- ・多摩丘陵の一角に位置する多摩川崖線を始めとした斜面緑地は、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間や、市民の生活に潤いを与える貴重な自然環境であることから、斜面緑地総合評価に基づいて、地権者の協力を得ながら、「特別緑地保全地区」や「緑の保全地域」の指定、「緑地保全協定」の締結、ふれあいの森（市民緑地）として借地契約を行うなど、様々な緑地保全施策を活用し、保全に努めます。
- ・「特別緑地保全地区」等に指定された緑地については、良好な自然環境を維持していくために、植生管理や生物多様性の保全といった観点から、市民と協働して「保全管理計画」を策定し、里山ボランティア等の市民の活動を支援し、保全管理に努めます。
- ・一定規模以上の開発が行われる場合には、事業者や地権者に対して、緑地保全施策への協力を求めていくとともに、開発対象区域内の緑地や自然的環境の保全・創出等の指導を行います。

#### 大規模公園・緑地の保全・整備

- ・区民が自然とふれあえる緑の拠点として、生田緑地や菅生緑地等の大規模公園・緑地の保全・整備を市民協働により進めます。
- ・菅生緑地では、里山の自然環境の保全・整備の取組が、市民協働により「市民健康の森」の取組として行われており、このような地域の貴重な自然を守り育てる市民の活動を支援します。

#### 生活に身近な公園整備

- ・街区公園等の身近な公園の整備にあたっては、住民参加の取組により地域の特性を活かしながら、質的な充実に努めます。
- ・身近な公園・緑地は、地域コミュニティを育む拠点として、公園の維持管理や利用調整を行う「公園緑地管理運営協議会」を地元組織し、住民主体による身近な緑の育成活動を支援します。

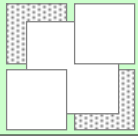
### (3) 市民協働による街なかの緑化推進

- ・大規模な土地利用転換等にあたっては、「緑化指針」等に基づき、緑化地の創出を適切に誘導します。
- ・市街地においては、公共公益施設の緑化に努めるとともに、市民や事業者との協働により、生垣緑化や駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化、事業所緑化などの民有地の緑化を促進し、環境や景観の向上に寄与する市街地の緑化の推進に努めます。
- ・工場を始めとした事業所の緑化を誘導するとともに、緑地環境の維持・保全を促進します。
- ・住民からの申請に基づき「地域緑化推進地区」を認定し、住民の発意による主体的な地域緑化の活動を支援します。
- ・人の集まる駅前広場や街かどのオープンスペース、主要な道路の植栽帯、庁舎、遊休地となっている公共事業予定地などに、植樹帯や花壇、フラワーポット等を設置して、草花を植え、彩り豊かな花の街かど景観を創出する市民の主体的な活動を支援します。
- ・鷺沼駅周辺地区は「緑化推進重点地区」の候補地として、市民や事業者との協働により、緑化計画を策定し、緑化推進に努めます。
- ・遊休地となっている公共事業予定地や街かどのオープンスペース等を活用し、花壇の設置や緑化を進める、市民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

### (4) 住宅地と農地が調和したまちづくり

#### 優良な農地の保全

- ・農地は、都市における新鮮な農産物の供給地として、さらに、雨水の保水や地下水の涵養、都市気象の緩和、災害の防止、都市におけるオープンスペースの提供といった多面的な機能を持っていることから、良好な都市環境の形成に資する一団の優良な農地は、生産緑地地区に指定し、保全に努めます。
- ・都市農地の保全・活用を進めるために、農家が開設し、自ら指導を行う体験型農園やレクリエ



# 都市防災

## まちづくりの基本的方向

- 1 災害に強い都市構造の形成をめざします
- 2 安全に避難できるまちをめざします
- 3 地域コミュニティの強化における災害に強いまちを育みます

## 1 災害に強い都市構造の形成をめざします

### <現状・課題>

- ・宮前区には、木造住宅が集中する地区はありませんが、平瀬川周辺や矢上川、有馬川周辺など、面的市街地整備がなされないまま市街化が進みつつある地区では狭あい道路が多く分布しており、木造密集住宅市街地の改善による不燃化の促進や狭あい道路の改善、公園緑地等のオープンスペースの確保等による市街地の安全性の向上が課題となっています。
- ・丘陵地と谷底平野部で構成されているため、地震や大雨時の急傾斜地の崩壊や市街地の浸水の危険性が懸念されます。
- ・災害の発生を未然に防ぐため、適切な開発規制・誘導や計画的な土地利用により、災害に強い都市構造の形成が課題となっています。
- ・近年、都市化の進展による雨水浸透域の減少や集中豪雨の多発による浸水被害が増加しています。水害から生活環境を守るため、河川の治水対策と、河川と下水道が一体となった総合的な雨水排水対策により、まちの治水の安全性向上を図ることが必要です。

### (1) 震災に配慮した土地利用の推進

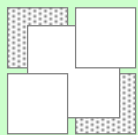
#### 防火地域の拡充

- ・災害時における避難路として重要な幹線道路の機能の確保や都市の不燃化の促進等、都市の防災性向上を図るため、防火地域、準防火地域の指定拡大を検討します。

#### オープンスペースの確保

### <公園・緑地の確保>

- ・公園・緑地は、憩いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場であるとともに、震災時には、避難場所や避難路、延焼防止のオープンスペースとして機能し、また、給水車等の緊急車両の配置、救急医療などの救援活動や物資集積等の拠点としても重要な役割を果たすことから、既存公園の整備・拡充に努めます。



# 都市防災

## まちづくりの基本的方向

- 1 災害に強い都市構造の形成をめざします
- 2 安全に避難できるまちをめざします
- 3 地区コミュニティの強化による災害に強いまちを育みます

## 1 災害に強い都市構造の形成をめざします

### <現状・課題>

- ・宮前区には、木造住宅が集中する地区はありませんが、平瀬川周辺や矢上川、有馬川周辺など、面的市街地整備がなされないまま市街化が進みつつある地区では狭あい道路が多く分布しており、木造密集住宅市街地の改善による不燃化の促進や狭あい道路の改善、公園緑地等のオープンスペースの確保等による市街地の安全性の向上が課題となっています。
- ・丘陵地と谷底平野部で構成されているため、地震や大雨時の急傾斜地の崩壊や市街地の浸水の危険性が懸念されます。
- ・災害の発生を未然に防ぐため、適切な開発規制・誘導や計画的な土地利用により、災害に強い都市構造の形成が課題となっています。
- ・近年、都市化の進展による雨水浸透域の減少や集中豪雨の多発による浸水被害が増加しています。水害から生活環境を守るため、河川の治水対策と、河川と下水道が一体となった総合的な雨水排水対策により、まちの治水の安全性向上を図ることが必要です。

### (1) 震災に配慮した土地利用の推進

#### 防火地域の拡充

- ・災害時における避難路として重要な幹線道路の機能の確保や都市の不燃化の促進等、都市の防災性向上を図るため、防火地域、準防火地域の指定拡大を検討します。

#### オープンスペースの確保

### <公園・緑地の確保>

- ・公園・緑地は、憩いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場であるとともに、震災時には、避難場所や避難路、延焼防止のオープンスペースとして機能し、また、給水車等の緊急車両の配置、救急医療などの救援活動や物資集積等の拠点としても重要な役割を果たすことから、既存公園の整備・拡充に努めます。

### < 市民防災農地の確保 >

- ・優良な農地を生産緑地地区に指定し、その保全に努めるとともに、震災時における市民の一時避難場所又は仮設建設用地・復旧用資材置場として、農地所有者の協力のもと農地をあらかじめ「市民防災農地」として登録し、市民の安全確保と円滑な復旧活動に役立てる防災農地の普及を図ります。

#### 緑化の推進

- ・幹線道路等における植樹帯や街路樹などの樹木は、火災の延焼を防止し、家屋倒壊の際には被害の拡大を抑止するなど、優れた防災機能を有しています。そのため、幹線道路における街路緑化、学校・庁舎など公共公益施設の緑化を推進するとともに、市民や企業が主体となる事業所緑化、生垣緑化、駐車場緑化など民有地の緑化を支援します。特に、避難所や避難路では耐火性に優れた樹木を植栽するなど、防災に資する緑のネットワークの形成に努めます。

## ( 2 ) 震災に強い市街地の形成

#### 既成市街地の災害予防対策

- ・密集住宅市街地と類似の課題を抱えている地区では、住民の発意による住環境改善の取組等、住民の主体的なまちづくり活動を支援します。

#### 建築物の耐震・不燃化の促進

### < 一般建築物の安全対策 >

- ・災害に強い安全なまちづくりを進めるために、~~木造老朽住宅の割合が高い住宅地などを、耐震改修を推進する地域として設定し、当該地域において、木造住宅耐震改修助成制度の活用による地域の防災性の向上に向けた取組を促進します。~~

### < 重要建築物及び特定建築物の安全対策 >

- ・地震発災時における情報拠点、応急復旧活動の中核拠点、医療救護拠点、避難収容拠点等となる公共建築物は、建築物耐震診断基準に基づき、十分な耐震性を有していないと判断された場合は、耐震補強工事等の必要な措置を講じ、耐震化に努めます。
- ・高層ビル、ターミナル駅の安全確保対策を検討し、建築物所有者に対して安全対策を促進します。

## ( 3 ) 風水害に強い都市環境づくり

#### 河川の整備

- ・都市化の進展による雨水浸透域の減少や集中豪雨の多発により浸水被害が増加していることから、これらの水害から生活環境を守るため、計画的な河川改修と総合的な治水対策により、まちの治水安全性の向上をめざします。
- ・鶴見川水系の県が管理・施工する一級河川の矢上川は、「特定都市河川」に指定されていることから、河川管理者による「流域水害対策計画」が策定され、今後、時間雨量 60mm に対応できる整備が進められます。また、矢上川や有馬川の流域は、「特定都市河川流域」に指定されていることから、国や県と連携して、雨水貯留浸透施設の整備を検討するなど、総合治水対策を進めます。
- ・県が管理し市が施工する一級河川平瀬川や平瀬川支川、市が管理・施工する準用河川矢上川については、時間雨量 50mm に対応できる整備を推進します。
- ・平瀬川支川上流部では、住民参加により策定した基本計画により多自然型河川改修を進め、地

### < 市民防災農地の確保 >

- ・ 優良な農地を生産緑地地区に指定し、その保全に努めるとともに、震災時における市民の一時避難場所又は仮設建設用地・復旧用資材置場として、農地所有者の協力のもと農地をあらかじめ「市民防災農地」として登録し、市民の安全確保と円滑な復旧活動に役立てる防災農地の普及を図ります。

#### 緑化の推進

- ・ 幹線道路等における植樹帯や街路樹などの樹木は、火災の延焼を防止し、家屋倒壊の際には被害の拡大を抑止するなど、優れた防災機能を有しています。そのため、幹線道路における街路樹やグリーンベルトの植栽、学校・庁舎など公共公益施設の緑化を推進するとともに、市民や企業が主体となる事業所緑化、生垣緑化、駐車場緑化など民有地の緑化を支援します。特に、避難所や避難路では耐火性に優れた樹木を植栽するなど、防災に資する緑のネットワークの形成に努めます。

## ( 2 ) 震災に強い市街地の形成

#### 既成市街地の災害予防対策

- ・ 密集住宅市街地と類似の課題を抱えている地区では、住民の発意による住環境改善の取組等、住民の主体的なまちづくり活動を支援します。

#### 建築物の耐震・不燃化の促進

### < 一般建築物の安全対策 >

- ・ 災害に強い安全なまちづくりを進めるために、木造老朽住宅の割合が高い住宅地などを、耐震改修を推進する地域として設定し、当該地域において、木造住宅耐震改修助成制度の活用による地域の防災性の向上に向けた取組を促進します。

### < 重要建築物及び特定建築物の安全対策 >

- ・ 地震発災時における情報拠点、応急復旧活動の中核拠点、医療救護拠点、避難収容拠点等となる公共建築物は、建築物耐震診断基準に基づき、十分な耐震性を有していないと判断された場合は、耐震補強工事等の必要な措置を講じ、耐震化に努めます。
- ・ 高層ビル、ターミナル駅の安全確保対策を検討し、建築物所有者に対して安全対策を促進します。

## ( 3 ) 風水害に強い都市環境づくり

#### 河川の整備

- ・ 都市化の進展による雨水浸透域の減少や集中豪雨の多発により浸水被害が増加していることから、これらの水害から生活環境を守るため、計画的な河川改修と総合的な治水対策により、まちの治水安全性の向上をめざします。
- ・ 鶴見川水系の県が管理・施工する一級河川の矢上川は、「特定都市河川」に指定されていることから、河川管理者による「流域水害対策計画」が策定され、今後、時間雨量 60mm に対応できる整備が進められます。また、矢上川や有馬川の流域は、「特定都市河川流域」に指定されていることから、国や県と連携して、雨水貯留浸透施設の整備を検討するなど、総合治水対策を進めます。
- ・ 県が管理し市が施工する一級河川平瀬川や平瀬川支川、市が管理・施工する準用河川矢上川については、時間雨量 50mm に対応できる整備を推進します。

- ) 宮前区内の広域避難場所
- ・ 県立東高根森林公園、生田緑地

#### (4) 避難路の安全性の確保

整理 NO.1 2 1、2 2 1、3 2 3、3 2 4

##### 避難路のネットワーク

- ・ 地域防災拠点や避難所等への安全な避難路のネットワークを確保していくために、幹線道路沿道市街地の不燃化の促進や緑道の活用を検討するとともに、生活道路の安全性の点検など、住民の発意による主体的な防災まちづくり活動を支援します。

##### ブロック塀等の転倒防止

- ・ ブロック塀等の倒壊を防止するために、教育施設等の公共施設については、既存のブロック塀の補強やフェンス化等の改善に努めます。また、民間建築物のブロック塀についても、倒壊の恐れのある物については改善の指導等に努め、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、生け垣化を促進します。

##### 落下物防止対策

- ・ 地震時における建築物の窓ガラスや屋外広告物、看板等の落下による危険を防止するために、一般建築物については、落下の恐れのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導します。また、公共建築物については、建築物の窓ガラス、外壁、看板等についての落下防止対策に努めます。

### 3 地域コミュニティの強化における災害に強いまちを育みます

- ・ 災害に強いまちを形成するために、町内会・自治会や自主防災組織と連携して、地区の安全性について点検するなど、住民の発意による主体的な防災まちづくり活動を支援します。

##### 避難のイメージ



- ) 宮前区内の広域避難場所
- ・ 県立東高根森林公園、生田緑地

#### (4) 避難路の安全性の確保

##### 避難路のネットワーク

- ・ 地域防災拠点や避難所等への安全な避難路のネットワークを確保していくために、幹線道路沿道市街地の不燃化の促進や緑道の活用を検討するとともに、生活道路の安全性の点検など、住民の発意による主体的な防災まちづくり活動を支援します。

##### ブロック塀等の転倒防止

- ・ ブロック塀等の倒壊を防止するために、教育施設等の公共施設については、既存のブロック塀の補強やフェンス化等の改善に努めます。また、民間建築物のブロック塀についても、倒壊の恐れのある物については改善の指導等に努め、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、生け垣化を促進します。

##### 落下物防止対策

- ・ 地震時における建築物の窓ガラスや屋外広告物、看板等の落下による危険を防止するために、一般建築物については、落下の恐れのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導します。また、公共建築物については、建築物の窓ガラス、外壁、看板等についての落下防止対策に努めます。

### 3 地区コミュニティの強化による災害に強いまちを育みます

- ・ 災害に強いまちを形成するために、町内会・自治会や自主防災組織と連携して、地区の安全性について点検するなど、住民の発意による主体的な防災まちづくり活動を支援します。